

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第

卷七十二第

行發日一月一十年三和昭

## 論叢

混合勘定に關する一考察 . . . . . 法學博士 上野道輔

勤勞所得に對する課稅 . . . . . 法學博士 神戸正雄

貞享以後長崎の支那貿易に就いて . . . . . 文學博士 矢野仁一

租稅負擔及び經費の國際比較 . . . . . 經濟學博士 沙見三郎

## 說苑

重農學派の人口論 . . . . . 法學士 山口正太郎

明治初年に於ける大阪通商會社 . . . . . 經濟學士 菅野和太郎

## 雜錄

伊太利に於ける貯蓄銀行制度改正に就いて . . . . . 經濟學士 松岡孝兒

佐田介石の舶來品排斥の思想と運動 . . . . . 經濟學博士 本庄榮治郎

# 雜 錄

## イタリヤに於ける貯蓄 銀行制度改正に就いて

松岡孝兒

イタリヤは、世界大戰後暫くの間、その國力恢復の

資源をドイツの賠償金に期待してゐた爲、所謂インフレーションによる放漫政策に添されてゐたが、遂にドーズ案によつて此の賠償金政策に對する期待を棄てなければならなくなつた後は、銳意財政金融上の刷新を圖つた。即ち財政上に於ては、豫算の均衡、内外債の整理就中對英米戰債の整理を行ふと共に、金融上に於ては、中央銀行としてのイタリヤ銀行制度の改正、之に伴ふ紙幣發行權の統一及銀行監督の勵行、外國爲替

の安定、對外支拂勘定の改善、金準備の増加等を行つたのである。かくて國力恢復し、リラの貨幣價值騰貴と共に遂に一九二六年金の解禁を斷行したのであるが、更に同年九月七日及十一月六日の法律によつて銀行法を改正し、以てその金融統制をして戦後齟齬された諸般の經濟事情に順應せしめるに至つたのである。

併しこゝに述べんとするところのものは、これらの廣汎な問題に關してではない。今は唯、イタリヤに於ける一の金融機關たる貯蓄銀行の制度に關する改正に就いて、若干述べて見たいと思ふのみである。

元來イタリヤに於る金融機關には、發券銀行、普通銀行並に郵便貯金の外に貯蓄銀行(Cassa di risparmio) 公設質屋銀行(Monte di piet ) 庶民銀行及産業組合(Banca popolare e cooperativa) 農業金庫(Cassa rurale) 國立預金貸付金庫(Cassa depositi e prestiti) の如きものがある。一九二八年に於る此等金融機關の總數は、四〇五五に達してゐるが、其中貯蓄銀行は、一八六を算するに過ぎない。<sup>2)</sup>これは一見頗るイタリヤに於ける

1) 經濟論叢第二十四卷第三號所載拙稿「イタリヤ貨引上策について」參照

2) Revue Economique Internationale. Juin. 1928. G. Nicotra 氏論文 p. 484  
參照

貯蓄銀行が、その金融機關の上に占むる地位の貧弱さを思はしめるものであるが、翻つて其預金高を見る時は、左表の示す通り、斷然他の金融機關を抜いて第一

位を占めてゐるものであつて、しかも其預金高は各年も少くも總預金高の四分の一を下らざるものである。

第一表 金融機關別による預金高(國立預金貸付金庫を除く) (單位百萬リラ)

	一九〇八年六月末	一九一〇年六月末	一九一二年六月末	一九一四年二月末	一九一五年十二月末	一九一六年十二月末
發券銀行	1,000	6,999	7,700	9,996	1,407	1,401
普通銀行	1,000	6,999	3,407	5,623	4,695	3,339
庶民銀行及 産業銀行 貯蓄銀行 郵便貯金 公設質屋銀行	1,311	1,000	2,662	3,665	4,000	4,897
農業金庫	2,800	3,407	5,559	7,473	8,673	10,107
計	7,510	7,510	17,339	26,624	28,195	33,030

尙この貯蓄銀行の特色は、其發展の歴史の古いこと

である。今回の貯蓄銀行制度の改正は、一八八八年の

法律後始めて行はれたものではあるが、同銀行の創設

は更に其以前數十年の昔に遡つてゐるものであつて、

しかも其發展過程は實にイタリヤの發展其ものに伴つ

て今日に至れるものである。この意味に於て、以下暫くこのイタリヤに於る貯蓄銀行を取扱はんとするものである。先づこの貯蓄銀行なるものの發展經過及内容を説明し、次に一八二六年この貯蓄銀行制度に對して加へられたベリユツツオ氏

3) 大藏省調査月報第十八卷特別第二號所載、駐伊英蘭商務官報告書及英エコノミストの資料による

の改正要領を述べて見たいと思ふ。

## 二

イタリアに於る貯蓄銀行の創立は、遠く一八二二年即ち約一世紀以前にまで遡る。ヴェネチヤ、パドヴァ、ウディネ、ロヴィゴ、カステルフランコ、モンセリイチェは其創設された最初の都市である。

翌一八二三年にはミラノに、一八二七年にはトリノに設けられたが、一八二九年にはフィレンツェ貯蓄銀行はトスカナ地方に於る貯蓄銀行と合併してゐる。一八三六年にはローマ、ついで法王領にも設立せられ、一八三七年にはボローニヤ、マルシュ、オンブリーに、一八六〇年には遂にシシリヤ、ナポリ、パレルモの舊王領にも及んでゐる。

かく其發展経路を概見すると、大體に貯蓄銀行は、イタリア北部から南部に向つて次第に發展して來たものであつて、殊に一八六〇年後は愈々其數を増加し、一九二六年には總數一八六に達したのである。

以上はイタリアに於る貯蓄銀行設立の簡單なる經過

であるが、それは明にイタリアに於る第十九世紀の一般思想及經濟の發展に密接に照應せるものである。蓋しイタリアに於る經濟事情は、第十九世紀に至り漸く貨幣による貯蓄の可能性及利附貨幣貸付を行ふ銀行を認めるに至つたものである、勿論それまでに貯蓄なるものが知られてゐないわけではなかつたのであるが、寺院法學者や法律學者が貯蓄の齎す作用に對する利子、並に利子に相當するものをすべて認めなかつたからである。

然るにこの經濟事情は、第十八世紀末及第十九世紀の始に至つて漸く變つて來た。即ち大工業が發生し農業が集約的になるに従ひ、資本に對する需要は異常なる増加を示して來た。こゝに於て貯蓄の齎す作用は實際的に認められ、かくて單なる支拂の機關であつた銀行は變化して信用の設定及發展に關する近代組織となり、おのづから銀行に關する見方も從來とは異つて來たのである。更に一八七〇年戰役後始めて其國家的統一を形式的に完成するや、更に實質的に各地方が其

傳統、其發展に關して有つてゐる極めて相違せるものを一の組織的な複合體に融和せしめ、かくてあらゆる其經濟的、政治的機構及施設を整備せんとした。然るにこの時に當り、國民の進取的發展は一時頓挫を來したので政府は自ら國民に對し建設者として、援助者として之を導かなければならなかつた。此事は必然的に國家の手中に財政的手段を集中せしめることとなつたのであるが、この勢は貯蓄銀行についても亦同一の状態を示したのであつて、遂に國家をして貯蓄を専ら貯蓄銀行に集中せしめんとするに至つたのである。

この時に於て、一般普通銀行も次第に貯蓄に注目して來たのである。即ち銀行は一方に於ては信用によると共に、更に貯蓄によつて資金を得んとし、こゝに普通銀行は貯蓄について貯蓄銀行と並んで其運用に關係するに至つたものであつて、この勢は以て今日に及んでゐる。

併し本來イタリアに於ける貯蓄銀行の一大特色は、人口少く一般普通銀行の尙存せざる都會に於て少額資

本を集め、且つ最も周到なる投資を其地方に對して行ふにある。従つて普通銀行が産業投資を行ふに對して、貯蓄銀行は地方の公共事業又は農業改良等に資金を供給するものであつて、二者おのづから其關係方面を異にしてゐる。之を一八六六年に於て見るに、貯蓄銀行は其資金の四十一パーセントを擔保貸付に、二十四パーセントを地方市町村及其他の公益團體に無擔保貸付をして居るのであつて、この特色ある貸付は實にその投資金額の三分の二に達するものである。しかもこの割合は相當長い間繼續されてゐる。

### 三

貯蓄銀行業務の最も重要なものは、勿論其資金投資である。蓋し其貯蓄金額は、相當多額であり（今日では百四十五億リラに達してゐる）且つ其投資物件は法律慣習に従ひ最も確實性に富むと共に、其流動性を有するものを選まなければならないからである。

イタリアに於ては、貯蓄銀行に對して其投資上の自由を認めて居り、従つて其投資範圍は極めて廣い。法

律の制限するところは消極的である、例へば投資に關する投機的なるものを禁じ(工業株の買入等)、又は著しい資金の固定を防ぐ爲に投資の形式を限定するが如き(抵當貸付等)之である。

第二表は一八三〇—一九二六年に於ける貯蓄銀行の

主要貸付高を示してゐる。

第三表は貯蓄銀行の有する資金の投資状態を一層完全に吟味することを目的として居り、一八六六—一九二六年に於ける投資額の總量を基準とし、これに對する各種投資の百分率を示して居る。

第二表 一八三〇—一九二六年貯蓄銀行投資別 (單位百萬リラ)

年	總額(1)	證券(2)	貸付		爲替手形	貸付及滯貸(3)		不動産及雜	貸他行貸
			擔保付	無擔保		貸付及滯貸	貸他行貸		
一八三〇年	1	3	1	1	1	1	1	1	1
一八四〇年	1	2	1	1	1	1	1	1	1
一八五〇年	1	2	1	1	1	1	1	1	1
一八六〇年	1	2	1	1	1	1	1	1	1
一八六六年	252	100	100	52	252	100	152	100	152
一八七〇年	324	100	100	224	324	100	224	100	224
一八七五年	566	100	100	466	566	100	466	100	466
一八八〇年	797	100	100	697	797	100	697	100	697
一八八五年	1,191	100	100	1,091	1,191	100	1,091	100	1,091
一八九〇年	1,613	100	100	1,513	1,613	100	1,513	100	1,513
一八九五年	1,845	100	100	1,745	1,845	100	1,745	100	1,745
一九〇一年	2,150	100	100	2,050	2,150	100	2,050	100	2,050

一九二〇年	八、二二	四、三三	五、五九	一、三五	四、三	九	六	五、七	二、七
一九二一年	九、九〇	四、八七	六、六八	一、六三	一、六七	一、八	六、六	五、五	二、八
一九二二年	一、三四	五、四三	八、三	一、五九	六、九	二、九	五、	六、八	二、六
一九二三年	三、二五	五、五九	九、四〇	一、六九	七、九	三、九	九、七	七、三	三、一
一九二四年	一、四、五	五、九四	一、二四	二、〇六	一、一〇	四、六	二、四	一、〇五	三、七
一九二五年	五、六九	五、四〇	一、七四	二、六〇	二、九二	五、七	二、九	一、〇〇	三、五
一九二六年	二、一〇	四、七五	一、九四	二、八四	三、八四	一、二六	二、六	一、九	四、四

(1) 一八七〇—七二二年に於るナポリ貯蓄銀行の分は報告なきため除かれてゐる。一八六九年十二月三十一日現在の資産は約三百萬リラであつた。

(2) 一八七五年迄は雜貸中に算定されてゐた。

(3) 一八八五年前は報告なし。

第三表 一八六六—一九二六年貯蓄銀行投資別 (投資總額を百パーセントとせる)

年	總額	總證券	貸付		爲替手形	貸付及滯貨		不動産及雜貨	他行貸
			擔保付	無擔保		貸付及滯貨	滯貨		
一八六六年	100.00	一八.一〇	四、八一	二、三九	八、七	六、六九	—	〇、〇	一、一
一八七〇年	100.00	一七、〇〇	二、七〇	一、四二	八、八	一、六三	—	〇、九	二、三
一八七五年	100.00	二六、九二	一、六八	一、四八	九、七	二、三八	—	一、九	二、七
一八八〇年	100.00	三九、一八	一、七三	一、二四	一一、四	二、〇五	—	一、四	二、九
一八八五年	100.00	五五、七	一、五	九、二	一〇、八	一〇、六	〇、七	一、五	一、五

一八九〇年	100,000	三六・四	一七・九三	八・八二	九・一八	七・九三	一・〇六	一・七	一七・四	〇・四
一八九五年	100,000	四〇・三	一五・〇三	七・七	六・七	六・九二	一・三	一・五	一五・八	〇・七
一九〇一年	100,000	四一・四	一七・一〇	三・三	一七・四	三・九二	〇・六	一・〇二	一五・八	一・七
一九一〇年	100,000	五一・一	六・七三	三・八	一五・四	五・四	〇・三	〇・七	四・四	二・九
一九二一年	100,000	四八・八	六・六〇	二・六	一七・〇	五・五	〇・八	〇・六	四・六	二・六
一九二二年	100,000	四八・五	七・一〇	二・三	一七・五	六・一	〇・六	〇・七	五・四	二・八
一九二三年	100,000	四九・三	七・六八	三・三	一七・四	六・三	〇・三	〇・八	五・四	二・四
一九二四年	100,000	四九・九	八・三六	一・四	一七・四	七・九	〇・三	〇・八	五・九	二・三
一九二五年	100,000	五〇・〇	二・一五	一・六	一八・七	七・七	〇・七	一・〇	七・九	二・五
一九二六年	100,000	五〇・〇	二・〇三	一・七	一九・六	七・八	〇・九	一・三	八・四	二・六

註は第二表と同じ

最後に第四表は一九二八年一月一日現在のイタリヤに於る貯蓄銀行の貸方借方の主要業務及其金高を示すものである。

第四表 貯蓄銀行の貸借別

(一九二八年一月一日現在)

(單位百萬リラ)

盤 券  
貸方繰越高  
貸付及交互計算

五、一三五  
三一一  
六九七

爲替手形  
擔保貸付  
無擔保貸付  
貯蓄預金  
交互計算預金  
満期手形預金  
借方交互計算  
借入金  
借方繰越  
再割引爲替手形

二、五九二  
一、八七六  
三、〇一六  
一、八八七  
一、四二九  
五九〇  
二、三三九  
五七  
五四  
四七



此等の數字を見れば、貯蓄銀行がイタリヤの金融市場に於て如何なる方面に其重要さを有するかを明瞭に知ることが出来る。即ち資金は専ら貯蓄預金によるものであるが、投資は證券投資、無擔保貸付、爲替手形、擔保付貸付を主とするものであることを示してゐる。已に述べた一八六六年に於る貯蓄銀行の資金が、其四十一パーセントを擔保貸付に、二十四パーセントを無擔保貸付に投じてゐるものと比し、證券投資、爲替手形業務の進出は、この二時期間に於る已に述べた歴史的、經濟的變化を如實に示すものとして興味ある對照と云はなければならぬ。

#### 四

以上に於てイタリヤ貯蓄銀行の歴史及業務の大體を述べたのであるが、更にベリユッツォ氏の貯蓄銀行改正の要領を説明する。それは實に一八八八年以來殆んどそのまゝになつてゐた貯蓄銀行の組織に關する改正である。其目的とするところは次の如きものである。

一、今後數年の成績を吟味し、其成績思はしからざ

る貯蓄銀行は之を廢すること

二、小銀行に對しては大銀行に合同することを懇望し、以て預金者に對して更に確實なる保證を與ふると共に、政府に對しても更に大なる便益を與へ得るが如き貯蓄銀行を組織すること

三、貯蓄銀行間に生ずる競争を制限し、且其活動を調節するために貯蓄銀行を聯合して貯蓄銀行組合を作ること

この方針は、一言にしていへば一の強制的集中策であるが、イタリヤの今日の狀態からいへば極めて當然であるともいへる。蓋しイタリヤは、歐洲列強諸國の發展が、已に第十九世紀の後半に於て銀行集中の大勢を馴致したるものであるに反して、政治上の統一並びに國民經濟上の統一が他の諸國に比して最も遅かつたので、銀行集中運動の發展も亦、諸外國より遅かつたからである。

この改正を見るにベリユッツォ氏は其政治的經濟的の見地から集中の原理を確立し、其結果、一〇九行の

合同によつて二三六行より一二七行に減じたのであるが、其合同は僅々數ヶ月の短日月に行はれたにも拘らず、其經營發展の上に何等の障害をも來さなかつた。預金も一九二三年十二月から一九二八年四月に至る間に於て約十五億を増加し、即ち百三十億より百四十五億に達してゐる。此等の事情は少くも預金者がこの改正が正當であり、且つ健全なるものと考へてゐることを證明せるものである。

尙この改正によつて組織された貯蓄銀行組合も注目すべき現象である。それは全く嶄新な試みであつて舊に金融上のみでなく、又道義上の分子をも含んでゐるものである。蓋しこの規定の適用によつて認められた貯蓄銀行は、或は縣、或は地方、或は聯合地方の組合に参加する義務を有するものであるが、其組合は貯蓄を保護し、組合に加入せる銀行の活動地域を限定し、且つ其活動を適當に調節すると共に必要の場合に於ては之を援助する目的を有するからである。

組合は自治體であつて之に加入せる銀行とは別個の

人格を有するものである。各組合の經營機關は組合の業務、使用人の任免、組合定款の明示する様式及限度を以てする預金及其用途についての管理を司る。

組合の定款は、其組合の作成するところであるが政府の認可を必要とする。組合は組合委員により選定せられた貯蓄銀行代表者より組織せられる委員會之を管理する。各加入銀行は組合委員會の委員である。

最後に組合は、加入貯蓄銀行が自行の資金全部を使用し、しかも尙預金者の需要に應ずることを必要とする時之に充てる共同の保證資金を準備しなければならぬ。この共同保證資金については、加入貯蓄銀行はその資金及積立金の最低二十パーセントを提供することを要し、更に翌年度繰越利益あるときは其二十パーセントを提供することを要する。この共同保證資金額は夫々各貯蓄銀行に於て管理せられ且つ其金額は當該銀行貸借對照表に於て明示しなければならぬ。

以上述べたところによつて明なる如く、組合は道義上極めて重要な目的を有つて居るものである。蓋し

この組合は、一のソリダリテの表現であり、法律は貯蓄銀行相互間に連帯責任の關係を認め、此の關係を英斷によつて成文としたものであつて、イタリア以外に其例を見ざるところのものであるといはれてゐる。この組合なる制度は、嘗にイタリアに於る貯蓄銀行の自治及自由を保護するばかりでなく、更に一般の利益の爲に、又預金者の保護のために一層堅實にして強大なる組織たるものである。

要するその改正の特色は、極めて高度に公益原則を加味し、且つそれは更に重要なことであるが、組合によつて、貯蓄銀行の強制的集中及其銀行相互間の強制的援助の原則をば樹立したことである。イタリアはかくて貯蓄銀行の改正を行つたものであるが、この改正には頗る果斷的なものがあると共に、又極めて調和に留意して各般の新しい原則を採用したものであつて、其結果は實に内外の等しく注目するところである。

## 五

以上述べ來つたところを綜合するときは、實にイタ

リヤは其豊富なる資金を擁する貯蓄銀行に對して盛んに大貯蓄銀行主義を行つたものであつて、それは又同時に一般普通銀行に對して適用した主義である。

イタリアは歐洲列強の中に伍しつゝも、其國土山多く原料に乏しく其自然的經濟力は貧弱である。しかも列強に比し著しく後れて國力を統一し、従つて近代的資本主義へのスタートもおのづから列強に一疇を輸してゐる姿である。然るにも拘らず一意こゝに金融機關への統制、ひいては金融資本への統制を行ひつゝあるといふことは、即ちイタリアが愈々資本主義經濟發展の道程を急ぐと共に益々大資本家に對する保護を行はんとするものであつて、我々はそこにファッシスムの特色ある考を窺ふことができる。併し其特色の及ぼす影響はそれのみにつきるものではない。即ちイタリアは其金融機關政策によつて英米兩國の金融大資本家の激賞を買ひ、ラテン貨幣同盟國中、フランスス及ベルギーを抜いて逸早く金解禁を行ひ、着々其金融諸般の改善を行つてゐるといふことも亦、或見方に於てはイタリヤが其ファッシスムによつて、如何に英米の資本家的國家と了解を求めんとしたかを示すものであるといふことができるのである。